

令和7年度 第1回瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会 会議録

開催日時	令和7年12月1日(月) 午後4時から午後4時30分まで				
開催場所	瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室				
出席委員	5名	欠席委員	0名	傍聴者	0名
<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 協議事項 「根の鼻町集会所」バス停の新設及び新設に伴う経路変更に適用する運賃及び料金設定 別紙資料1に従って事務局から説明</p> <p>(質疑応答)</p> <p>(公募市民 竹中委員) 今回の運行経路の変更によって、走行距離が伸びていると思われます。運行事業者としては、運賃設定は現状と同じ100円で良いという認識ですか。</p> <p>(瀬戸自動車運送(株) 横山委員) 走行距離の延伸分については、こうはん線全体の運行経費の増額に伴う運行負担金の増額を瀬戸市に提示しています。また少し距離が伸びたから値上げを行う、というのも市民の納得も得られにくいと思います。そのため、今回の運行方法の変更についての運賃設定について、100円は適切であると考えます。しかし、今後の瀬戸市の持続可能な公共交通について考えるのであれば、100円の運賃が適切であるかどうかは今後協議をしていく必要があると考えます。 この変更で瀬戸市と尾張旭市の両市民にとってより使いやすい路線になると思うので、たくさんの方に利用してもらえよう、運行事業者として協力していきたいと思っています。</p> <p>(内木会長) ありがとうございました。中部運輸支局 山田委員、何か補足やコメント等がありますか。</p> <p>(中部運輸支局 山田委員) それではこの協議会の設置のいきさつについて簡略にご説明します。瀬戸市では1社の運行事業者が公共交通を運営されていますが、中には複数の事業者が分担して請け負っている自治体も存在します。そのような自治体において、地域公共交通会議内で運賃を協議する場合、複数の事業者が談合をして価格を吊り上げることが出来るような会議の形になっていることが独占禁止法の価格カルテルにあたるのではないかと公正取引委員会から指摘を受けました。そこで道路運送法の改訂を行い、これまで地域公共交通会議にて協議されていた運賃に関する内容を別の会議体で協議させることとし、この運賃料金協議会という協議会の設置が義務付けられました。先述した複数の事業者が請け負っている自治体は、運行事業者1社のみが参加する協議会を開催し、同じ内容を別の運行事業者のみ委員を入れ替えた形で開催し、複数の事業者が同じ会議体に出席をしないように運賃に関する協議をしていただきます。</p>					

協議事項については資料にも記載がある通り、HPなどで市民から意見を募集する必要があります。今回は運賃を変更しない、という協議内容のため意見はなかったようですが、先ほどお話があったように運賃を大きく変更するということであれば多くの意見が集まると予想されます。そういった際にはこの協議会での議論もより活発なものなると思いますのでご承知おきください。

(公募市民 竹中委員)

値上げをする際は周辺自治体と同時期に行わないと大きな問題になると考えます。物価も上昇していますし、横山委員のおっしゃる通り、全体の運賃の値上げについても今後議論をしていかないといけません。物価上昇で必要な運行経費が増額したため値上げを行います、というよりも、近隣市町と同様に瀬戸市も運賃の値上げを行います、と説明したほうが、市民からの理解は得られやすいと思います。

(内木会長)

皆様、ありがとうございました。中部運輸支局様から概要の説明も受け、料金設定についても意見をいただきました。今回の運行経路の変更に適用する運賃及び料金設定については原案のとおり可としてよろしいでしょうか。

採決 <全会一致で承認>

- (2) 協議事項 瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針
別紙資料2に従って事務局から説明

(質疑応答)

(公募市民 竹中委員)

会議の開催について、地域公共交通会議と同じタイミングで毎回開催されると思っていたのですが違うのですね。

(内木会長)

毎回開催されるわけではありません。追記補足等があれば山田委員お願いします。

(中部運輸支局 山田委員)

運賃というものは軽微な変更も含めて、運賃料金協議会にて協議を行い、協議運賃という形で合意書を添付して、国への申請が必ず必要です。仮に運賃の変更を伴わない運行方法の変更等市民に大きな影響がない場合だとしても、運賃料金協議会で協議を行う前にHP等で広く市民から意見を募集しなければならず、事務局や運賃料金協議会の委員のみなさまの負担となります。運賃を全体的に100円から200円に値上げする、今回のように他市へ既存路線を延伸する等といった大きな変更の際には運賃料金協議会を開催するべきですが、停留所を数十m移設する、工事等の影響で経路を迂回するといった軽微な変更については、関係者の負担軽減のため、運賃料金協議会を開催せずに事務局が協議運賃を申請できる規定として、国交省からの通知に基づき事務局が要綱の変更を行う、ということです。

(公募市民 竹中委員)

ありがとうございます。確認ですが、運賃料金協議会は会長の都市整備部長が開催するという事で、運行事業者や市民から開催の要求はできないということですね。

(事務局)

会長が開催します。

(中部運輸支局 山田委員)

要綱の第2条第2項に、「前項の規定に関わらず、次に掲げる軽微な事案については運賃料金協議会を開催しないものとする。」とありますが、断定するよりは「前項の規定に関わらず、次に掲げる軽微な事案については運賃料金協議会を開催しないことができるものとする。」という文言の方が適切ではありませんか。

(内木会長)

ご意見ありがとうございます。修正したものとして協議を行うものとします。事務局は要綱の修正を行ってください。

(公募市民 竹中委員)

要綱第2条第2項4号に「新たな決済手段を追加する場合」とありますが、具体的にはどのような場合を想定されていますか。

(事務局)

ICカードやクレジットカードのタッチ決済などが追加される場合を想定しています。

(中部運輸支局 山田委員)

その他にはスマホのタッチ決済の追加や、QRコード決済の追加なども考えられます。いずれにせよ、支払方法が追加される場合は協議が必要となりますのでご注意ください。

(内木会長)

皆様ありがとうございました。瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会の設置要綱の改正については、事務局にて第2条第2項の文言を修正していただき、修正した内容で可としてよろしいでしょうか。

採決 <全会一致で承認>

(内木会長)

ありがとうございました。
その他意見もないようですので、事務局に進行をお返しいたします。

○ 閉会

(事務局)

内木会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましてもご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回以降の瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会について、開催が必要な協議事項が生じた際、ご連絡いたしますのでご承知おきください。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。